

日本の「平和憲法」と韓国

秋 月 望

(国際平和研究所所員)

現行の日本の憲法について、韓国のマスコミで「平和憲法」という呼称を用いることは少なくない。ただ、日本の「平和への姿勢」を積極的に評価した呼称であるかという点、必ずしもそうとばかりはいえない。もちろん、1945年まで侵略国家であった帝国主義日本が、戦争を放棄して軍隊を保有しないことを宣言し、神格化されていた天皇を「象徴」とした憲法を持ったことを肯定的に評価したことは当然である。しかし、日本自らが1945年までの誤りを真摯に反省した結果の制定ではないのではないか、過去の自らの侵略を悔いた結果の反映としての憲法ではないのではないか、こうした疑念は韓国社会に根強くあったし、いまでも存在している。そこから、今の憲法を「自主制定ではない」とする日本の保守改憲勢力に一脈通ずるような「戦勝国による懲罰的な押しつけ憲法」という見方も韓国にはある。ただ、その成立の経緯はともかく、日本の軍国主義復活を阻止し、日本に膨張主義的な野心を抱かせないための「平和憲法」として、その側面については肯定的に評価されてきたのである。

歯止めとして評価された「平和憲法」だが、実際の日本政府の言動や日本社会の動きとの間に顕著なずれや落差を生ぜしめることがしばしばで、韓国が持っていた疑念はますます深まることとなる。1952年から本格的に始まった日韓外交正常化交渉の中で、日本政府代表は戦前の朝鮮植民地支配に対して無反省であるどころか、侵略に対する

肯定的見解を公然と述べた。また、その後も数十年にわたって日本の一部政治家、官僚、財界人、文化人などが戦争肯定論、侵略正当化論を間欠的に繰り返してきた。日本の憲法は、実態としての「平和憲法」というよりは、名目として「平和憲法」を掲げているにすぎない、平和憲法という衣装をまとっているだけにすぎない。多くの韓国人の目には、日本と日本の憲法はそのように見えていたのである。

同時に、軍の問題をめぐっても、「名ばかりの平和憲法」という印象を与えてきた。冷戦構造下の韓国では、政府のみならず一般の国民レベルでも「南北対峙」「反共」という立場から日本の自衛隊の存在については一定の理解を示していた。だが、その一方で日本の軍事大国化への懸念や不安も常に有していた。日本の憲法が戦争の放棄と軍隊の保持を認めないことを規定していることは韓国人に広く知られてきている。それにもかかわらず、装備や武力行使の機能的面では軍隊に勝るとも劣らない軍事能力を有する自衛隊があるという矛盾と不整合性を韓国人はしばしば指摘してきた。そのような矛盾と不整合性は、日本に対する韓国の不信感や否定的評価と結びつき、「だから日本人は…」「だから日本は…」という反日感情の中に違和感なくすっぽりとはめ込まれて処理されることが多かった。

韓国では、法律の制定・改定が行われる際に道義的・倫理的な主張が全面に押し出されるといっ

た傾向が顕著である。法と現実が乖離した場合、倫理や道義によって法の方を調整しようとする考え方があからずからである。また、同じような根拠で日韓条約の見直し論など条約の再交渉が提起されるといったこともある。もちろん倫理や道義の尺度は一定ではないし、「あるべき姿」が法の制定や改定によって一気に現実のものとなるものでもないが、現実の事象を倫理観や道義の尺度で量り、それにあわせて法や条約を定めるべきだという通念が韓国社会では支配的である。条文と現実との乖離を解釈論のみで放置している日本の姿を、そうした視点から見れば、「姑息」「不誠実」としか映らないわけである。

こうした日本と日本の憲法に対するマイナスイメージは、日韓関係が緊張して軋轢が生じるたびに、具体的な対日政策や対日論の中に如実に反映されてきた。

冷戦時代、南北の軍事的緊張が高まったり、東アジアの安全保障の議論になると、韓国の政界やマスコミで「経済大国日本が軍事的な応分の負担をしていない」という不満が噴出した。いわゆる「安保ただ乗り論」である。韓国が国防費に多額の国家予算を注ぎ込まざるを得ないなかで、日本は「平和憲法」を楯にして軍事的な貢献をしないまま、ぬくぬくと経済成長をしているという思いがいらだちとして噴出した。典型的な例は、1980年代初めに全斗煥政権が日本政府に要求したいわゆる「安保経協」である。軍事的な貢献ができないのだから経済的な安保協力を求めるとして100億ドルの借款を日本側に要求し、日韓間で大きな摩擦を引き起こした。

戦争責任や植民地支配の精算についても、日本が「平和憲法」を逃げ口実、あるいは言い訳にしているように韓国に受け止められることがあった。日本による植民地侵略と近代における対外戦争が天皇の名の下に行われた事実から、韓国では天皇の謝罪を求める声が強かった。しかし、日本は

象徴天皇制に移し現行憲法第4条で「国政に関する権能を有しない」となっており、天皇の直接の謝罪はあり得ないとしてきた。1984年になって、現職大統領として初めて日本を公式訪問した全斗煥大統領（当時）の歓迎晩餐会で、昭和天皇が「両国の間に不幸な過去が存した」と「不幸」であったことを認めたが、客観的な状況認識を示したにすぎない。その後、1990年5月に盧泰愚大統領（当時）の訪日時には、現天皇が「我が国によってもたらされたこの不幸」に対して「痛惜の念」を感じていると、多少は主体がわかる表現を使って朝鮮植民地支配に言及した。これ以降、日本では現行憲法上最大限の謝罪であるとしているが、韓国では天皇の責任は依然曖昧なままになっているとする見方が強くある。

日本の一部には、こうした韓国における「平和憲法」観を逆手にとり、自分たちの戦争責任や侵略の後始末の不十分性を棚に上げて「韓国は日本に軍隊を持たせたいのか」、あるいは「天皇制を復活させたいのか」と揶揄したり、それを嫌韓論に転化したり、また国内の改憲指向を煽ろうとする政治勢力もある。

ただ、韓国は決して日本の改憲を待ち望んできたわけではない。なぜならば、日本の軍国主義再生を阻止し膨張主義を抑制する面では、現行の「平和憲法」の果たしてきた役割を評価しているからである。また、自主的な憲法改定で韓国側が考えているような「道義」「倫理」が実現する—それはとりもなおさず韓国側が「正しい」とする戦後処理であり植民地支配の清算であるが—という期待を持ち得ないためでもある。

今回、安倍政権が改憲を強く打ち出し、国民投票法案を成立させたことについて、韓国のマスコミは高い関心をもって報じている。他国の政治問題であるとして抑制的な論調ではあるが、日本の憲法の中で韓国が評価してきた側面を変えるところに、右傾化路線を牽引する安倍政権の狙いがある。

るのではないかという懸念があり、軍事大国化と対外膨張政策が加速化するのではないかという危惧もある。日本国内で改憲賛成が増加していることについては、環境問題など新しい時代環境に合致させるためという点がポイントであって、戦争放棄と軍隊の保持に関しては、多くがこれを変えることに否定的であることを有力紙はこぞって伝えている。

扶桑社の教科書問題に際して、その採択率が低かったことについて、これを日本国民の良識ある判断として多くの韓国人が歓迎した。憲法改定についても、国民投票法が成立したとはいえ、今後の憲法改変のプロセスにおいて「日本国民の良識」がどのように発揮されるのか、そこに韓国の関心と期待とが寄せられているといえるだろう。